

経営管理権集積計画

1 個別事項

整地番号	集 R4 東37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 東温市長 加藤 章			(所在地) 愛媛県東温市見奈良 530番地1						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称) 別紙とおり			(住所又は所在地) 別紙とおり						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の始期							
1	東温市井内字ネナシ乙761	215	15	0	保安林	2,663	スギ	71	公告の日から	2033.3.31	○経営管理実施権の設定は行わない。 ・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。 ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際に他の立木が支撑となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲において伐採することができるものとする。	○経営管理実施権の設定は行かない。 ・木材の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	○経営管理実施権の設定は行わない。 ・木の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。	○経営管理実施権の設定は行わない。 ○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり	
2	東温市井内字ネナシ乙762	215	16	0	保安林	1,638	スギ	76	同上	同上						
3	東温市井内字藤原根原道ノ下甲10-2	216	7	0	山林	148	スギ	61	同上	同上						
4	東温市井内字藤原横山井手上甲43	216	37	0	山林	1,076	スギ	86	同上	同上						
5	東温市井内字藤原横山井手上甲44	216	38	0	山林	815	スギ	46	同上	同上						
6	東温市井内字ヘビモチ乙801	216	91	0	山林	1,455	スギ	53	同上	同上						
7	東温市井内字藤原根ヶ谷南甲57-1	217	4	0	原野	529	スギ	41	同上	同上						
8	東温市井内字藤原根ヶ谷南甲57-3	217	5	0	原野	1,300	スギ	54	同上	同上						
9	東温市井内字ネナシ乙771-18	216	59	0	保安林	7,237	スギ	72	同上	同上						
10	東温市井内字ネナシ乙771-36	216	71	0	保安林	331	スギ	60	同上	同上						

乙が經營管理権の設定を受ける森林（A）									經營管理権を設定する森林の甲以外の権原者（B）				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	東温市井内字ネナシ乙761	215	15	0	保安林	2,663	スギ	71					
2	東温市井内字ネナシ乙762	215	16	0	保安林	1,638	スギ	76					
3	東温市井内字藤原横原道ノ下甲10-2	216	7	0	山林	148	スギ	61					
4	東温市井内字藤原横山井手上甲43	216	37	0	山林	1,076	スギ	86					
5	東温市井内字藤原横山井手上甲44	216	38	0	山林	815	スギ	46					
6	東温市井内字ヘビモチ乙801	216	91	0	山林	1,455	スギ	53					
7	東温市井内字藤原堀ヶ谷南甲57-1	217	4	0	原野	529	スギ	41					
8	東温市井内字藤原堀ヶ谷南甲57-3	217	5	0	原野	1,300	スギ	54					
9	東温市井内字ネナシ乙771-18	216	59	0	保安林	7,237	スギ	72					
10.	東温市井内字ネナシ乙771-36	216	71	0	保安林	331	スギ	50					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

東温市長 加藤



権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上）

別紙のとおり

別紙

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施する。

また、木材の販売収益が発生する森林整備は実施せず、経営管理実施権の設定も行わない。

(2) 受託者の義務

この経営管理権集積計画の定めるところにより、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理実施権配分計画の作成

この経営管理権集積計画の定めるところにより、経営管理実施権配分計画の作成は行わない。

(4) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(5) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林經營管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(6) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行いう場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(8) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立本の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。